

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る
函館市国民健康保険料減免取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、函館市国民健康保険条例（昭和44年函館市条例第26号。以下「条例」という。）第24条第1項第1号および第2項ならびに附則第7条の規定による保険料の減免に関し必要な事項を定めるものとする。

(原則)

第2条 新型コロナウイルス感染症の影響により、次条第1項各号に掲げる世帯に該当することとなった世帯の保険料の納付義務者またはその世帯に属する被保険者は、条例第24条第1項第1号の規定に該当する者とする。

(減免の対象となる世帯および減免額)

第3条 この要綱による保険料の減免額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯 全額
 - (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、かつ、次のアからウまでの全てに該当する世帯 別表第1で算出した保険料額に、別表第2の前年の合計所得金額の区分に応じた減免割合を乗じて得た額
 - ア 世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が前年の事業収入等の額の10分の3以上であること。
 - イ 世帯の主たる生計維持者の前年の地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額および山林所得金額ならびに国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第27条の2第1項に規定する他の所得と区別して計算される所得の金額（地方税法第314条の2第1項各号および第2項の規定の適用がある場合には、その適用前の金額。）の合計額（以下「合計所得金額」という。）が1,000万円以下であること。
 - ウ 減少することが見込まれる世帯の主たる生計維持者の事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。
- 2 別表第2の前年の合計所得金額の区分に応じた減免割合にかかわらず、前項第2号に掲げる世帯で主たる生計維持者が事業等を廃止し、または失業した世帯については、全額を免除する。
- 3 第1項第2号に掲げる世帯で、国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項

に規定する特例対象被保険者等（以下「非自発的失業者」という。）に該当し、同令による保険料の軽減制度の対象となる者がいる場合については、その者について同令による保険料の軽減を行うこととし、第1項の規定による減免は行わない。ただし、その他の事由による事業収入、不動産収入または山林収入の減少が見込まれる場合には、次の各号に従い第1項の規定による減免を行うものとする。

(1) 別表第1のCの合計所得金額の算定に当たっては、非自発的失業者の保険料の軽減制度を適用した後の所得を用いるものとする。

(2) 別表第2の合計所得金額の算定に当たっては、非自発的失業者の保険料軽減制度による軽減前の所得を用いるものとする。

(減免の対象となる保険料)

第4条 減免の対象となる保険料は、令和2年度分および令和3年度分の保険料であって、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下同じ。）が存するもの（資格取得日から14日以内に加入手続が行われなかったため、令和3年2月以前分の保険料の納期限が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に普通徴収の納期限が存するものを除く。）とする。

(申請手続)

第5条 この要綱による減免の申請は、別記第1号様式の申請書に、次の各号に掲げる世帯の状況に応じ、当該各号に定める書類を添付して行うものとする。

(1) 第3条第1項第1号の主たる生計維持者が死亡した世帯 主たる生計維持者に係る死亡診断書または死亡診断書に準じる医師による証明書

(2) 第3条第1項第1号の主たる生計維持者が重篤な傷病を負った世帯 主たる生計維持者に係る医師の診断書

(3) 第3条第1項第2号の世帯 主たる生計維持者の収入が減少したことを証明する書類および次のアからウまでに掲げる書類ならびに保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補填される金額を確認できる書類

ア 第3条第2項の主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれる世帯については、確定申告書の控え等、第3条第1項第2号に規定する事由が確認できる書類

イ 第3条第3項の主たる生計維持者が事業等を廃止した世帯については、廃業届の写しその他これらに類するものにより廃業を確認できる書類

ウ 第3条第3項の生計維持者が失業した世帯については、雇用保険の受給資格者証など公的に発行される書類その他これらに類するものにより失業を確認できる書類

2 前項各号に定める書類の添付が困難な者については、事情聴取等の調査の結果、これらに準ずると認められる場合に限り、調査結果をもって書類の添付に代える

ことができる。

(申請書の提出期限)

第6条 条例附則第7条に規定する市長が指定する日は、令和4年3月31日とする。

(減免の決定通知)

第7条 市長は、第5条の申請があった場合において、保険料の減免を決定したときは、申請者に対し、速やかに「国民健康保険料決定(変更)通知書」または「国民健康保険料決定(更正)通知書」により通知するものとする。

(減免の却下等)

第8条 市長は、第5条の申請が次の各号のいずれかに該当する場合は、その申請を却下するものとする。

(1) 第3条の規定による保険料の減免を受けることができる要件を欠いている場合

(2) 虚偽の申請をした場合

(3) 第5条に規定する添付書類を提出せず、または事情聴取等の調査に応じない場合

2 市長は、前項の規定により申請を却下したときは、その申請者に対し、別記第2号様式の通知書により通知するものとする。

(減免の取消し等)

第9条 市長は、虚偽の申請その他不正な行為により保険料の減免を受けたことを知ったときは、直ちに保険料の減免を取り消し、その申請者に対し、別記第3号様式の通知書により通知するものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年6月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年5月24日から施行する。

別表第1

対象保険料額 = $A \times B \div C$
A : 当該世帯の被保険者全員について算定した保険料額
B : 世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額 (減少することが見込まれる事業収入等が2以上ある場合はその合計額)
C : 被保険者の属する世帯の主たる生計維持者および当該世帯に属する全ての被保険者につき算定した前年の合計所得金額

別表第2

前年の合計所得金額	減額または免除の割合
300万円以下であるとき	10分の10
400万円以下であるとき	10分の8
550万円以下であるとき	10分の6
750万円以下であるとき	10分の4
1,000万円以下であるとき	10分の2

国民健康保険料減免申請書

令和 年 月 日

(宛先) 函 館 市 長

納付義務者 住所 函館市 _____

(世帯主) 氏名 _____ ⑩

生年月日 年 月 日

電話 ()

被保険者番号

新型コロナウイルス感染症の影響により、下記のとおり令和3年度の保険料減免を受けたいので、その理由を証する書類を添えて申請します。

なお、申請にあたっては、函館市が私（納付義務者）の世帯の所得状況を確認することについて同意します。

字訂正
字加入
字削除
申請印

1 主たる生計維持者の氏名(※該当するものに☑を付けてください)

納付義務者(世帯主)に同じ

上記以外(主たる生計維持者の氏名を右の欄にお書きください)

フリガナ	
氏 名	

2 申請の理由 (※該当するものに☑を付けてください)

主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負ったため

【添付書類】 医師の診断書など

主たる生計維持者の収入が減少したため

【添付書類】 別紙「新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少等申告書」

収入の減少が確認できる書類など

新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少等申告書

納付義務者 住所 函館市 _____

(世帯主) 氏名 _____ 印

国民健康保険料の減免申請に係わる収入等について、次のとおり申告します。

1 主たる生計維持者の収入実績と見込額 (※太枠内を記入してください)

令和2年		令和3年			減少割合 (30%以上) (a-b-c)/a × 100
項目	収入額 (a)	項目	収入見込額 (b)	保険金等による補填額(c)	
事業収入	円	事業収入	円		%
不動産収入	円	不動産収入	円		%
山林収入	円	山林収入	円		%
給与収入	円	給与収入	円		%

※ 保険金、損害賠償等により補填される金額は、収入額に含めないでください。

※ 令和3年の収入については申請時点の見込み額をご記入ください。

字訂正
字加入
字削除
申請印

2 添付書類 (※該当するものに☑を付けてください)

事業・不動産・山林の方

令和2年分確定申告書第一表(収入金額が記載されていること)の控え等の写し
(※確定申告書に収入金額の記載がない場合は収支内訳書又は青色申告決算書の写し)

令和3年1月分から申請日の直近までの売上票や帳簿等の写し

給与の方 令和2年分源泉徴収票等の写し

令和3年1月分から申請日の直近までの給与の明細書等の写し

休廃業または失業の方

廃業届、雇用保険受給資格者証等の写し

保険金等がある場合 (※国などから支給される特別定額給付金等は含まれません)

保険金等がわかる書類の写し

3 その他特記事項 ()

別記第2号様式（第8条関係）

国民健康保険料減免却下通知書

函 市 国
令和 年 月 日

様

函館市長

令和 年 月 日付けで申請のあった新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険料の減免については、下記の事由により減免に該当しませんでしたので通知します。

記

減免に該当しない事由

別記第3号様式（第9条関係）

国民健康保険料減免取消通知書

函 市 国
令和 年 月 日

様

函館市長

令和 年 月 日付けをもって、函館市国民健康保険条例第24条第1項第1号および第2号の規定により減免された保険料について、下記のとおり取り消したので通知します。

年度		通知書番号			
納付義務者住所					
納付義務者氏名					
納期	当初保険料	減免した金額	取消後の保険料	納付済みの保険料	納付すべき保険料
第1期					
第2期					
第3期					
第4期					
第5期					
第6期					
第7期					
第8期					
第9期					
第10期					
随時					
合計					